

# 消費税課税事業者【簡易課税】の皆様へ

## インボイス導入後は記帳の仕方が変わります!!

消費税課税事業者の方は、記帳が正確にされていないと、申告書を作成することが困難になります。ブルーリターンAなどの会計ソフトをご利用の方は、日々の入力を正しくすることで申告書は作成出来ます。又、簡易課税を選択される場合、事務処理は軽減できます。

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合の特例制度を適用できます。尚、事業区分が第3種～第6種の場合、特例制度を適用する方が有利になります。つきましては、下記日程で個別相談会を開催しますので、予約のご連絡をお願い申し上げます。

### ◆◆ブルーリターンAご利用者様◆◆

	いつから課税事業者ですか？	記帳方法	税区分	インボイス		個別相談日
				1～9月分の取引	10～12月分の取引	
簡易課税を選択	以前から課税事業者の方	今までの記帳方法と変更はありません。	今まで同様、収入の内容に応じて、税区分を選択する。	空欄 ※選択不要	空欄 ※選択不要	今までの記帳と変更はありませんので相談日は設けませんが、処理に不安の方は予約の上お越し下さい。
	R 5年1月から初めて課税事業者になる方	事業情報設定中の《消費税設定の対応をする》に変更後、 <u>1月1日からの記帳</u> で税区分を右の通り選択して下さい。	<u>1月1日から</u> 収入の内容に応じて、税区分を選択する。			10月2日～10月31日 ※土日祝除く
	R 5年10月から初めて課税事業者になる方	事業情報設定中の《消費税設定の対応をする》に変更後、 <u>10月1日からの記帳</u> で税区分を右の通り選択して下さい。	<u>10月1日から</u> 収入の内容に応じて、税区分を選択する。			